

広島県告示第三百六十一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県広島ヘリポートの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
株式会社日本空港コン サルタンス 代表取締役 池上 正 春	東京都中央区勝どき 一丁目一三番一号	令和七年三月一七日	令和七年四月一日～ 令和十二年三月三十一日
大成有楽不動産株式会 社 代表取締役 浜中 裕 之	東京都中央区京橋三 丁目一三番一号		